

平成22年10月29日
福島労働局 職業安定部 職業対策課
課長 羽曾部 金光
課長補佐 岩見 竹志
高齢者雇用対策担当 渡辺 光雄
電話 024-528-0258

報道関係者 各位

平成22年6月1日現在の高齢者の雇用状況について

～高齢者雇用確保措置実施企業は昨年と同じく95.7%～

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）により、年金（定額部分）の支給開始年齢（現行64歳→平成25年4月から65歳）までの高齢者雇用確保措置^{（注1）}を講じることが企業に義務づけられている。

厚生労働省では、高齢者雇用確保措置を定着させるとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合及び企業の実情に応じた何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の割合を平成22年度末を目途にそれぞれ50%、20%とすることを目指し、取組を進めている。

今般、企業より報告された平成22年6月1日現在の高齢者雇用確保措置等の状況を集計し、その結果を取りまとめたので、公表する。

《ポイント》

1 高齢者雇用確保措置等の実施状況

～ほとんどの企業が高齢者雇用確保措置を実施～

- 平成22年6月1日現在、31人以上規模の企業^{（注2）}のうち、高齢者雇用確保措置の実施企業の割合は、95.7%（前年同期95.7%）
 - （51人以上規模の企業で97.5%（前年比0.1ポイント低下）
 - うち、中小企業^{（注3）}は95.5%（前年比0.1ポイント上昇）
 - （51人～300人規模の企業で97.4%（前年比0.2ポイント上昇）
 - 大企業^{（注4）}は98.0%（前年比2.0ポイント低下）
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業^{（注5）}の割合は47.4%（前年比0.3ポイント上昇）
 - （51人以上規模の企業で43.0%（前年比0.8ポイント上昇）
 - うち、中小企業は49.6%（前年比0.2ポイント上昇）
 - （51人～300人規模の企業で45.9%（前年比0.7ポイント上昇）
 - 大企業は19.1%（前年比0.3ポイント上昇）
- 「70歳まで働ける企業」^{（注6）}の割合は13.8%（前年比0.5ポイント上昇）
 - （51人以上規模の企業で13.3%（前年比0.1ポイント低下）
 - うち、中小企業は14.1%（前年比0.6ポイント上昇）
 - （51人～300人規模の企業で13.7%（前年同期13.7ポイント）
 - 大企業は9.9%（前年比0.5ポイント低下）

2 定年到達者の状況

～定年到達者のうち、希望した者のほとんどが継続雇用されている～

- 31人以上規模の企業で、過去1年間の定年到達者（5,111人）のうち、定年後に継続雇用され者は3,859人（75.5%）、継続雇用を希望したが基準^{（注7）}に該当しないことにより離職した者は97人（1.9%）、継続雇用を希望しなかった者が1,155人（22.6%）となっている。定年後に継続

雇用されることを希望した者について見ると、継続雇用されている者が97.5%、基準に該当しないことにより離職した者が2.5%となっている。

3 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

～高年齢者の常用労働者数が大幅に増加～

- 60～64歳の常用労働者数は31人以上規模企業で16,120人（前年比15.8%増加）
 - ※ 51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較して、6,016人から13,972人に増加
- 65歳以上の常用労働者数は31人以上規模企業において4,683人（前年比0.9%増加）
 - ※ 51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較して、1,977人から4,024人に増加

4 今後の取組

- 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及を図るとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、何らかの形で65歳を超えて70歳まで働ける企業の増加を図る。

(注1) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置（「高年齢者雇用確保措置」）を講じなければならない（法第9条第1項）。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引き上げられ、今年度4月1日に63歳から64歳に引き上げられている。

(注2) 法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業2,104社について集計（うち中小企業（31～300人規模）は1,952社（31人～50人規模は720社、51～300人規模は1,232社）、大企業（301人以上規模）は152社）。

(注3) ここでいう中小企業とは常時雇用する労働者が31人～300人規模の企業。

(注4) ここでいう大企業とは常時雇用する労働者が301人以上規模の企業。

(注5) 65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めのない企業、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業

(注6) 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めのない企業又は70歳以上までの継続雇用制度（希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度）を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。なお、平成20年までの本報告の集計においては、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業の数値は含まれていない。

(注7) 事業主は、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合に、労使協定を締結した上で、継続雇用される者の基準を設けることが認められている。（中小企業については、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則等により基準を定めることが特例で認められている。）

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

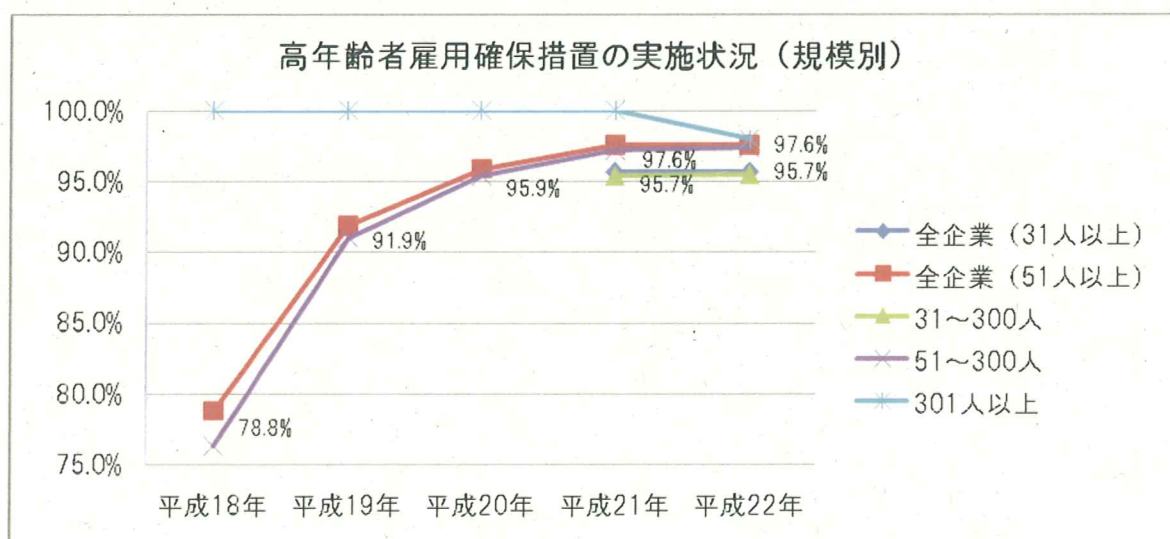
(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は95.7%（2,014社）、（前年同期95.7%）、51人以上規模の企業で97.5%（1,349社）（前年比0.1ポイントの低下）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.3%（90社）（前年同期4.3%）、51人以上規模の企業で2.5%（35社）（前年比0.1ポイントの増加）となっている（別紙表1）。

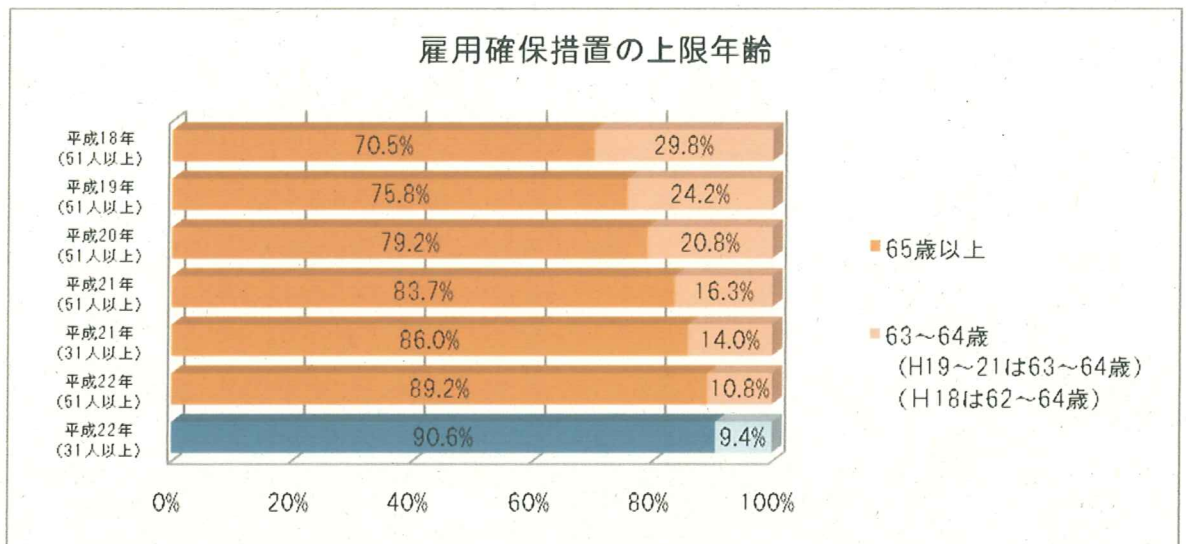
(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では98.0%（149社）（前年比2.0ポイントの減少）、中小企業では95.5%（1,865社）（前年比0.1ポイントの増加）となっている。大企業のほとんどが雇用確保措置を実施している一方で、若干の実施割合の低下が見られる。また、中小企業では特に、51～300人規模企業での実施割合の上昇が顕著である（別紙表1）。



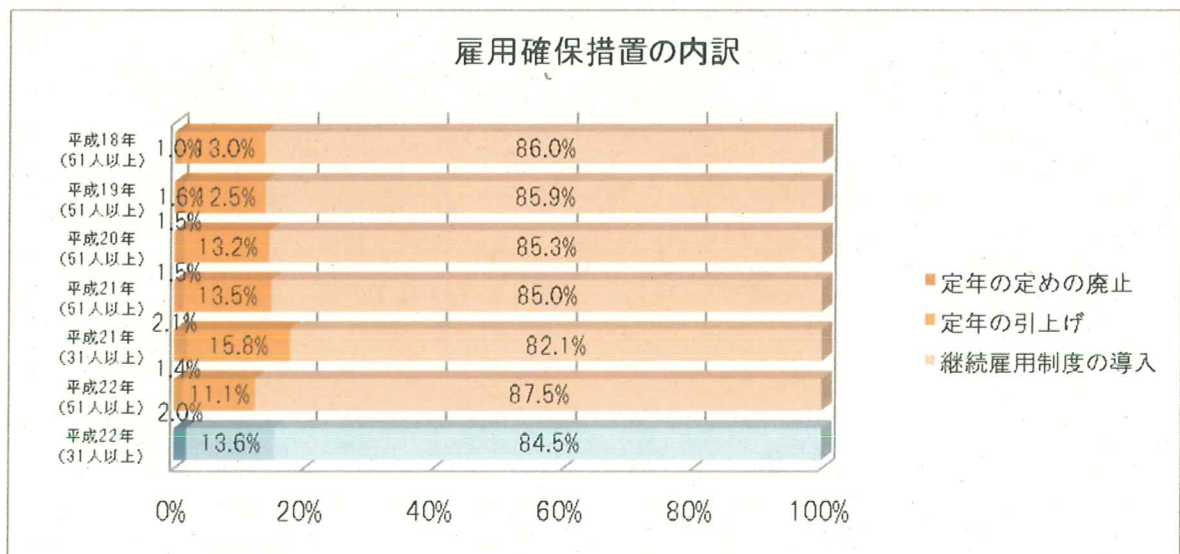
(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は9.4%（190社）（51人以上規模の企業で10.8%（146社））となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢としている企業（定年の定めのない企業を含む。）は90.6%（1,824社）（前年比4.6ポイントの増加）となっている（別紙表3-1）。



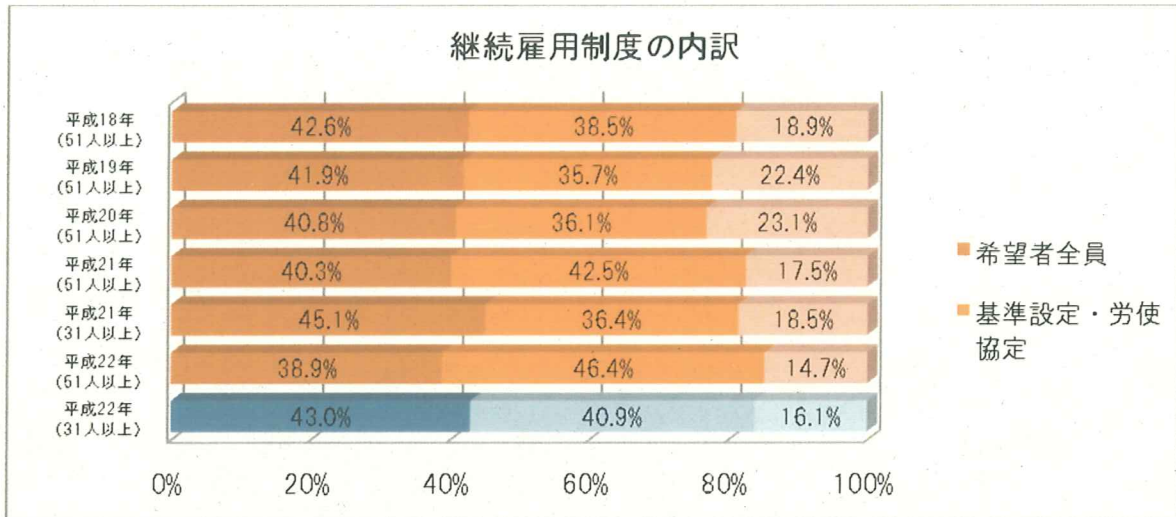
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.0% (40社) (前年比0.1ポイントの減少)、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は13.6% (273社) (前年比2.2ポイントの減少)、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は84.5% (1,701社) (前年比2.4ポイントの増加) となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が増している。(別紙表3-2)。



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,701社)のうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は43.0% (732社) (前年比2.1ポイントの減少)、対象者となる高齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は40.9% (695社) (前年比4.5ポイントの増加)、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は16.1% (274社) (前年比2.4ポイントの減少) となっている(別紙表3-3)。

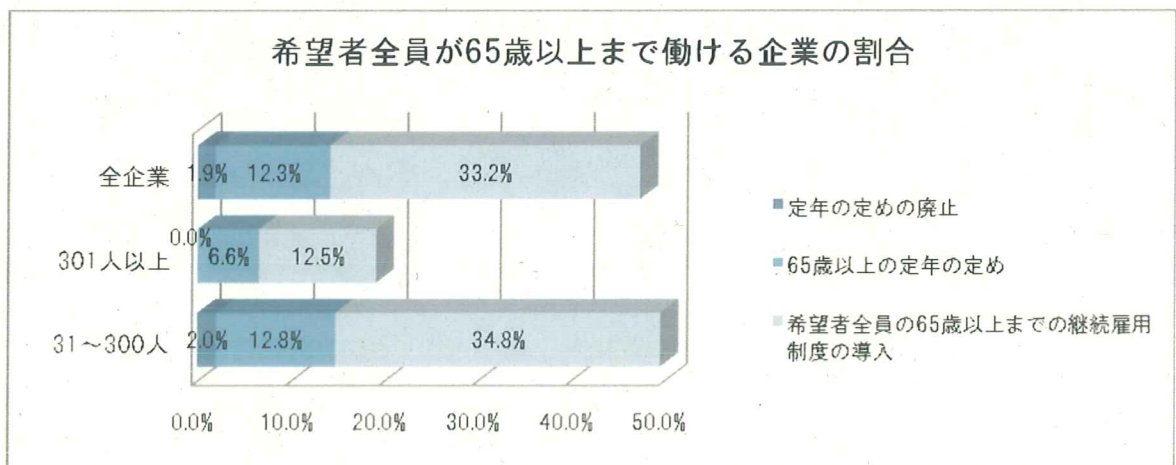


2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.4% (998社) (前年比0.3ポイントの増加) となっている。

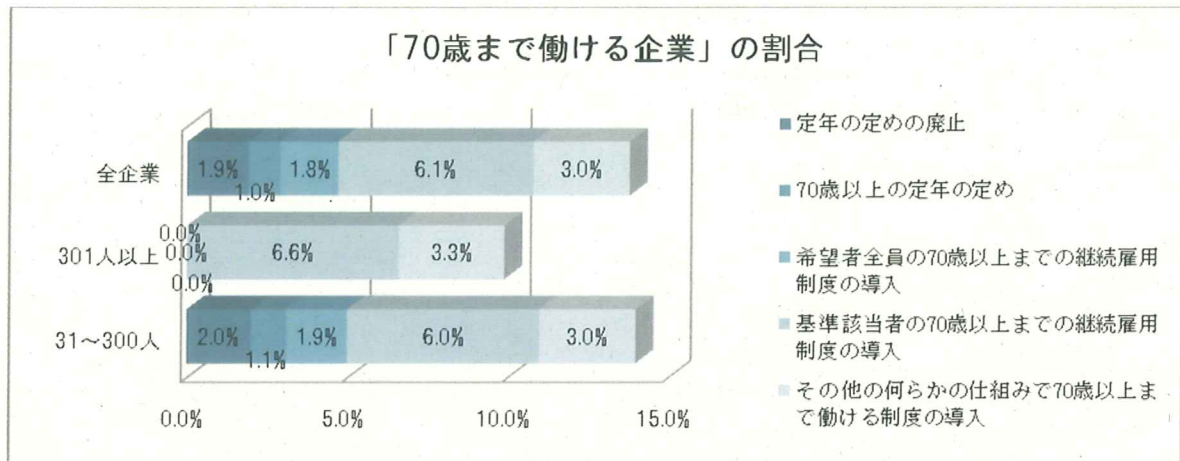
企業規模別に見ると、中小企業では49.6% (969社) (前年比0.2ポイント増加)、大企業では19.1% (29社) (前年比0.3ポイント増加) となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別紙表4)。



(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

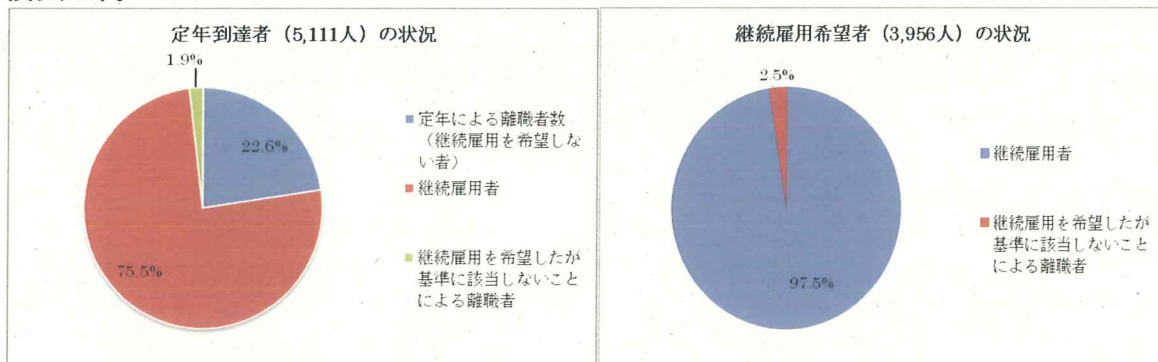
「70歳まで働ける企業」の割合は13.8% (291社) (前年比0.5ポイントの増加) となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では14.1% (276社) (前年比0.6ポイント増加)、大企業では9.9% (15社) (前年比0.5ポイントの減少) となっている(別紙表5) (2頁(注6)参照)。



3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(5,111人)のうち、継続雇用された者の数(割合)は3,859人(75.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は97人(1.9%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は97.5%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は2.5%となっている。(別紙表6)。



4 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

- 31人以上規模企業における60歳~64歳の常用労働者数は16,120人(前年比15.8%増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、6,016人から13,972人に増加(132.2%の増加)
- 31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は4,683人(前年比0.9%増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、1,977人から4,024人に増加(103.5%の増加)と、高齢労働者は引き続き増加傾向にある。(別紙表7)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置は着実に進展しているが、未実施企業が90社あることから、引き続き、福島労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		①+②合計	
31～300人	1,865	(1,818)	87	(88)	1,952	(1,906)
	95.5%	(95.4%)	4.5%	(4.6%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	665	(657)	55	(55)	720	(712)
	92.4%	(92.3%)	7.6%	(7.7%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	1,200	(1,161)	32	(33)	1,232	(1,194)
	97.4%	(97.2%)	2.6%	(2.8%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	149	(154)	3	(0)	152	(154)
	98.0%	(100.0%)	2.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	2,014	(1,972)	90	(88)	2,104	(2,060)
	95.7%	(95.7%)	4.3%	(4.3%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,349	(1,315)	35	(33)	1,384	(1,348)
	97.5%	(97.6%)	2.5%	(2.4%)	100.0%	(100.0%)

(注)()内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上	
規模別	31～50人	92.4% (92.3%)	7.6%	(7.7%)	
	51～100人	96.6% (96.3%)	3.4%	(3.7%)	
	101～300人	98.6% (98.7%)	1.4%	(1.3%)	
	301～500人	97.4% (100.0%)	2.6%	(0.0%)	
	501～1,000人	98.0% (100.0%)	2.0%	(0.0%)	
	1,001人以上	100.0% (100.0%)	0.0%	(0.0%)	
	合計				
産業別	農、林、漁業	90.0% (81.8%)	100.0% (87.5%)	10.0% (18.2%)	0.0% (12.5%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	建設業	95.6% (96.5%)	98.6% (100.0%)	4.4% (3.5%)	1.4% (0.0%)
	製造業	95.9% (96.5%)	97.9% (98.2%)	4.1% (3.5%)	2.1% (1.8%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	87.5% (100.0%)	100.0% (100.0%)	12.5% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	情報通信業	97.4% (91.2%)	100.0% (100.0%)	2.6% (8.8%)	0.0% (0.0%)
	運輸、郵便業	96.9% (95.3%)	97.5% (97.4%)	3.1% (4.7%)	2.5% (2.6%)
	卸売業、小売業	93.0% (93.6%)	94.5% (95.3%)	7.0% (6.4%)	5.5% (4.7%)
	金融業、保険業	91.7% (95.8%)	94.4% (100.0%)	8.3% (4.2%)	5.6% (0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	94.7% (100.0%)	100.0% (100.0%)	5.3% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.2% (89.7%)	100.0% (91.7%)	3.8% (10.3%)	0.0% (8.3%)
	宿泊業、飲食サービス業	92.5% (95.6%)	89.8% (97.9%)	7.5% (4.4%)	10.2% (2.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	92.8% (91.3%)	97.9% (93.8%)	7.2% (8.7%)	2.1% (6.2%)
	教育、学習支援業	97.6% (95.1%)	96.0% (95.7%)	2.4% (4.9%)	4.0% (4.3%)
	医療、福祉	98.1% (97.3%)	99.2% (98.3%)	1.9% (2.7%)	0.8% (1.7%)
	複合サービス事業	92.0% (95.8%)	95.2% (100.0%)	8.0% (4.2%)	4.8% (0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	97.6% (97.5%)	99.1% (97.1%)	2.4% (2.5%)	0.9% (2.9%)
	公務・その他	100.0% (100.0%)	- (0.0%)	0.0% (0.0%)	- (0.0%)
	合計	95.7% (95.7%)	97.5% (97.6%)	4.3% (4.3%)	2.5% (2.4%)

表3-1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以上 (含定年制なし)		②64歳 (H21年は63~64歳)		①+②合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	1,705	(1,588)	160	(230)	1,865	(1,818)
	91.4%	(87.3%)	8.6%	(12.7%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	621	(594)	44	(63)	665	(657)
	93.4%	(90.4%)	6.6%	(9.6%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	1,084	(994)	116	(167)	1,200	(1,161)
	90.3%	(85.6%)	9.7%	(14.4%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	119	(107)	30	(47)	149	(154)
	79.9%	(69.5%)	20.1%	(30.5%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,824	(1,695)	190	(277)	2,014	(1,972)
	90.6%	(86.0%)	9.4%	(14.0%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,203	(1,101)	146	(214)	1,349	(1,315)
	89.2%	(83.7%)	10.8%	(16.3%)	100.0%	(100.0%)

表3-2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年の定め廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	40	(41)	263	(301)	1,562	(1,476)	1,865	(1,818)
	2.1%	(2.3%)	14.1%	(16.6%)	83.8%	(81.2%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	21	(22)	123	(134)	521	(501)	665	(657)
	3.2%	(3.3%)	18.5%	(20.4%)	78.3%	(76.3%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	19	(19)	140	(167)	1,041	(975)	1,200	(1,161)
	1.6%	(1.6%)	11.7%	(14.4%)	86.8%	(84.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	0	(1)	10	(10)	139	(143)	149	(154)
	0.0%	(0.6%)	6.7%	(6.5%)	93.3%	(92.9%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	40	(42)	273	(311)	1,701	(1,619)	2,014	(1,972)
	2.0%	(2.1%)	13.6%	(15.8%)	84.5%	(82.1%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	19	(20)	150	(177)	1,180	(1,118)	1,349	(1,315)
	1.4%	(1.5%)	11.1%	(13.5%)	87.5%	(85.0%)	100.0%	(100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員		②基準該当者				①+②合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	711	(705)	851 (771)				1,562	(1,476)
			労使協定		就業規則等			
			577	(471)	274	(300)		
	45.5%	(47.8%)	36.9%	(31.9%)	17.5%	(20.3%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	273	(280)	248 (221)				521	(501)
			労使協定		就業規則等			
			148	(117)	100	(104)		
	52.4%	(55.9%)	28.4%	(23.4%)	19.2%	(20.8%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	438	(425)	603 (550)				1,041	(975)
			労使協定		就業規則等			
			429	(354)	174	(196)		
	42.1%	(43.6%)	41.2%	(36.3%)	16.7%	(20.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	21	(25)	118 (118)				139	(143)
			労使協定		就業規則等			
			118	(118)	0	(0)		
	15.1%	(17.5%)	84.9%	(82.5%)	—	(0)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	732	(730)	969 (889)				1,701	(1,619)
			労使協定		就業規則等			
			695	(589)	274	(300)		
	43.0%	(45.1%)	40.9%	(36.4%)	16.1%	(18.5%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	459	(450)	721 (668)				1,180	(1,118)
			労使協定		就業規則等			
			547	(472)	174	(196)		
	38.9%	(40.3%)	46.4%	(42.2%)	14.7%	(17.5%)	100.0%	(100.0%)

※ 301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができる経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業(3社)については、雇用確保措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上されていない。

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

				合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	40 (41)	249 (252)	680 (648)	969 (941)	1,952 (1,906)
	2.0% (2.2%)	12.8% (13.2%)	34.8% (34.0%)	49.6% (49.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	21 (22)	116 (115)	266 (264)	403 (401)	720 (712)
	2.9% (3.1%)	16.1% (16.2%)	36.9% (37.1%)	56.0% (56.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	19 (19)	133 (137)	414 (384)	566 (540)	1,232 (1,194)
	1.5% (1.6%)	10.8% (11.5%)	33.6% (32.2%)	45.9% (45.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	10 (10)	19 (18)	29 (29)	152 (154)
	0.0% (0.6%)	6.6% (6.5%)	12.5% (11.7%)	19.1% (18.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	40 (42)	259 (262)	699 (666)	998 (970)	2,104 (2,060)
	1.9% (2.0%)	12.3% (12.7%)	33.2% (32.3%)	47.4% (47.1%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (20)	143 (147)	433 (402)	595 (569)	1,384 (1,348)
	1.4% (1.5%)	10.3% (10.9%)	31.3% (29.8%)	43.0% (42.2%)	100.0% (100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

			継続雇用制度			合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	70歳以上定年	希望者全員	基準該当者	その他の制度で70		
			70歳以上	70歳以上	歳以上		
31～300人	40 (41)	22 (15)	37 (29)	118 (110)	59 (62)	276 (257)	1,952 (1,906)
	2.0% (2.2%)	1.1% (0.8%)	1.9% (1.5%)	6.0% (5.8%)	3.0% (3.3%)	14.1% (13.5%)	100.0% (100.0%)
31～50人	21 (22)	13 (04)	19 (11)	36 (37)	18 (19)	107 (93)	720 (712)
	2.9% (3.1%)	1.8% (0.6%)	2.6% (1.5%)	5.0% (5.2%)	2.5% (2.7%)	14.9% (13.1%)	100.0% (100.0%)
51～300人	19 (19)	9 (11)	18 (18)	82 (73)	41 (43)	169 (164)	1,232 (1,194)
	1.5% (1.6%)	0.7% (0.9%)	1.5% (1.5%)	6.7% (6.1%)	3.3% (3.6%)	13.7% (13.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	0 (0)	0 (1)	10 (8)	5 (6)	15 (16)	152 (154)
	0.0% (0.6%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.6%)	6.6% (5.2%)	3.3% (3.9%)	9.9% (10.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	40 (42)	22 (15)	37 (30)	128 (118)	64 (68)	291 (273)	2,104 (2,060)
	1.9% (2.0%)	1.0% (0.7%)	1.8% (1.5%)	6.1% (5.7%)	3.0% (3.3%)	13.8% (13.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (20)	9 (11)	18 (19)	92 (81)	46 (49)	184 (180)	1,384 (1,348)
	1.4% (1.5%)	0.7% (0.8%)	1.3% (1.4%)	6.6% (6.0%)	3.3% (3.6%)	13.3% (13.4%)	100.0% (100.0%)

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者 数 (継続雇用を希望し ない者)		継続雇用を 希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望し たが基準に該当し ないことによる離職 者		継続雇用の 終了による離 職者
31人以上 規模企業 合計	5,111人	1,155人	22.6%	3,956人	77.4%	3,859人	75.5%	97人	1.9%	712人
					(100%)		(97.5%)		(2.5%)	

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60～64歳		65歳以上	
51人以上 規模企業	平成17年	211,815人	(100.0)	6,016人	(100.0)	1,977人	(100.0)
	平成18年	225,467人	(106.4)	6,394人	(106.3)	2,185人	(110.5)
	平成19年	248,841人	(117.5)	8,491人	(141.1)	3,033人	(153.4)
	平成20年	260,031人	(122.8)	10,869人	(180.7)	3,372人	(170.6)
	平成21年	255,983人	(120.9)	12,016人	(199.7)	4,023人	(203.5)
	平成22年	261,289人	(123.4)	13,972人	(232.2)	4,024人	(203.5)
31人以上 規模企業	平成21年	284,466人	(100.0)	13,918人	(100.0)	4,640人	(100.0)
	平成22年	289,914人	(101.9)	16,120人	(115.8)	4,683人	(100.9)

(注) 括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)